

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市宮浦和駅東口駐車場の駐車の拒否
根拠条例・規則名		さいたま市宮浦和駅東口駐車場条例
条 項		第10条第1号から第4号まで
所 管 部 課		都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課 (電話:048-829-1399)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>市長は、次のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。</p> <p>(1)発火性、引火性又は爆発性の物品を積載しているとき。 (2)駐車場の構造又は管理上駐車を不相当と認めたとき。 (3)この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は駐車場の係員の指示に従わないとき。 (4)そのほか、市長が特に必要があると認めたとき。</p>
	設定等年月日	平成19年10月9日設定 平成21年12月1日最終改正
備 考		